

## 甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成24年8月30日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	米山昇君	副委員長	斉藤芳夫君
	松井豊君		有泉庸一郎君
	猪股尚彦君		内藤久歳君
	名取國士君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（9名）

清水正二君	藤原正夫君
保坂芳子君	小澤重則君
山本今朝雄君	三浦進吾君
樋泉明広君	藤田悟君
池神哲子君	

---

### 説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	土屋哲夫君	総務部長	加々美英君
市民部長	長田修君	生活環境部長	笹本嘉朝君
会計管理者	鈴木澄雄君	教育部長	市川孝嗣君
秘書政策課長	有泉善人君	企画財政課長	小田切正男君
総務課長	中村宗和君	人事課長	大久保典男君
消防防災対策室長	保延克教君	市民窓口課長	清水春雄君
税務課長	土肥冷子君	収納課長	花田茂美君
市民活動支援課長	勝村秀彦君	敷島支所長兼市民課長	中込照子君
双葉支所長兼市民課長	大森良子君	教育総務課長	奥野経雄君

学校教育課長	小林 修 君	生涯学習文化課長	藤本 さゆり 君
スポーツ振興課長	斉藤 積 君	図書館長	湯本 和仁 君
議会事務局 兼 監査 事務局長	金丸 博 君	総合政策係長	石合 雅史 君
財政係長	坂本 一彦 君	契約係長	古屋 正彦 君
人事係長	高鳥 悟 君	消防防災係長	望月 映樹 君
保育係長	長田 裕二 君	施設係長	早川 英彦 君

**職務のために出席した者の職氏名**

議会事務局長	金丸 博	書記	小澤 明
書記	興石 文明	書記	松井 恵美

開会 午前 9時28分

○書記（小澤 明君） 改めましておはようございます。

連日のご参集大変お疲れさまでございます。

ただいまより、総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

まず初めに、米山委員長よりごあいさつをいただきます。

米山委員長、よろしく申し上げます。

米山委員長にごあいさついただき、委員長により引き続き議事を進行させていただきます。

それでは、米山委員長、よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 改めましておはようございます。

連日のご参集、大変ご苦労さまでございます。

今回の議会も、きょうで3日目ということで、総務のほうの審査をお願いすることになっております。お天気のほうも毎日が猛暑日が続いておりまして、体調のほうもぜひ気をつけていただきたいと思います。

天気予報ですと、きょう、久しぶりに夕方あたりから雨が降るのではないかとと言われてお

りまして、農家では非常に野菜等が水不足で困っているというような状況でございますので、一雨欲しいところでございます。期待をいたしたいと思っております。

国政のほうも昨日は総理大臣に対する問責決議が可決されたというような状況でございます。こちらのほうも先行きがどうなるのか非常に不明の状況となっております。これから先、目が離せない状況ではないかというふうに思っております。

本日の委員会は、定例会初日に付託をされました議案等の審査をお願いすることになっておりますので、慎重な審査、また暑いときでもございますので、スムーズな進行をぜひよろしくお願いをいたしたいと思っております。ご苦労さまでございます。

それでは、会議に入らせていただきます。

ただいまの出席委員は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

---

○委員長（米山 昇君） 本日の会議を開きます。

本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案第45号 福沢辺地総合整備計画の変更について承認を求める件ほか2議案及び請願第24-1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書ほか1件の請願審査を行います。

審査は、福沢辺地総合整備計画の変更から行い、その後、一般会計補正予算歳出歳入の審査、契約審査、最後に請願審査の順で行います。

それでは、これより付託されました各議案の審査を行います。審査に当たっては一問一答方式とし、会議規則第109条を遵守し、発言はすべて簡明にするようお願いいたします。また、委員の質疑を受けた後に、傍聴議員の質疑を受けたいと思っております。傍聴議員の質疑はさきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。また、補正予算につきましては、項ごとの質問は1問とし再質問は1回までとします。

なお、会派の割り当て人数については、創政甲斐クラブ2人、颯新クラブ2人、市民クラブ1人、公明党1人、共産党甲斐市議団1人となっております。

それでは、審査に入ります。

議案第45号 福沢辺地総合整備計画の変更について承認を求める件を議題とします。

議案について、当局の説明を求めます。

有泉秘書政策課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） おはようございます。

秘書政策課から承認を求める件をご説明申し上げます。

議案の9ページをお開き願いたいと思います。

議案第45号 福沢辺地総合整備計画の変更について承認を求める件。

辺地にかかわる公共的施設の総合整備のため、財政上の特別措置に関する法律に基づき、福沢辺地総合整備計画の変更について別紙のとおり定めましたので、議会の承認を求めるものでございます。

提案理由につきましては、福沢辺地にかかわる総合整備計画の内容を変更するため、辺地にかかわる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置にかかわる法律により、辺地対策事業債の適用を受けるために、総合整備計画の議決を得る必要があります。これがこの案件を提出する理由でございます。

まくっていただきまして、10ページ、11ページが総合整備計画の内容でございますけれども、この内容を説明する前に議会資料の2ページ、3ページをお開き願いまして、こちらで辺地についてのご説明をさせていただきたいと思います。

〔「資料を」「議会資料で議案と一緒にお配りした」と呼ぶ者あり〕

○秘書政策課長（有泉善人君） よろしいでしょうか。

辺地については、辺地対策としまして法律に定められております辺地とその他の地域の住民の生活文化の格差を是正するために、辺地にかかわる公共的施設の総合整備にかかわる財政上の特別措置にかかわる法律というものが定められております。

それでは、辺地とはどういうものかといいますと、一般的に辺地の定義では交通条件、それから、自然、経済、文化的諸条件の中で他の地域と比較して住民生活が著しく低い山間地、それから離島、その他へんぴなところを辺地として定めております。具体的に言いますと、人口面積で言いますと辺地に定められている地域の中心から5キロ平方メートル以内に、約50人以上の人口を有すること、それと辺地の中心から公共的施設として、例えば停留所、小・中学校、医療機関、バスの運行本数等の点数を総合しまして、辺地の点数が100点以上あること、これが辺地の条件でございます。

このような辺地の中で、総合整備計画を立てるわけでございますが、総合整備計画は5カ年を一つの区切りとしております。5カ年の計画を立てまして、議会の議決を経まして、知

事と協議をして法務大臣のほうに提出をすると。法務大臣の承認を得て、初めて総合整備計画として認められると。認められることによりまして、辺地対策事業債を使って事業執行ができるという状況になります。

その総合整備計画の計画書の中身でございますけれども、整備をしようとする公共的施設、それからその整備の方法、整備する事業費ですね。経費とか財源的にはどうするのか、また、その整備をする辺地というものが、どういう事情にあるのかということも計画書としてまとめて提出するものでございます。対象となる事業でございますけれども、総合整備計画にかかわる辺地事業債の対象事業として、ここに記載させていただきましたけれども、電灯等の電気設備、それから市道、農道、林道、それから公民館、それから具体的にほかには飲料水の供給施設とここに掲げてあります施設の整備をする際には辺地債の対象になるということでございます。

その辺地債でございますけれども、3ページの6に書いてありますが、充当率は100%でございます。そのうち元利償還金として80%が交付税算入されているということで、有利な起債を使ってやるものでございます。そのような中で、甲斐市におきましては、旧敷島町内に2つの辺地がございます。1つは福沢辺地、これは今回変更する辺地でございますけれども、福沢辺地の中には9つの集落がございます。既にこの辺地につきましては、平成22年度からの5カ年計画が策定されておりますけれども、その事業費の中から今回増額となったということで変更をかけるというものでございます。そのほかには菅口辺地として3つの集落で構成されている辺地がございます。こちらについては現在計画書と総合整備計画が作成されていない状況でございます。

今回、福沢辺地の変更内容でございますけれども、対象となります道路、この下芦沢線道路改良事業と、こちらの改良をするに当たりまして、事業費が当初ご承認いただきました計画事業費よりも増額になったということで、総事業費が9,637万円という形になりました。変更前の数字では、8,057万円が変更前の事業費でございまして、1,580万円の増加があったということでこの変更計画をするものでございます。

主な変更の内容ですけれども、下芦沢道路改良事業につきましては、幅員を4メートル、今ある状況は4メートル未満の道路が地内を走っておりますけれども、4メートル未満でありますと非常に狭隘で勾配もきついと、緊急車両の進入等も非常に困難であるということの中から、現状を道路を4メートルに拡幅して生活道路の安全性、それから生活の利便性を図るために行う工事でございます。その工事の中で、今回発生しましたのは一緒に配水管の布

設がえ工事も行いたいということで、その布設がえ工事に伴います工事費、それから電柱の移設費等の事業費が増額になったというために実施するものでございます。

めくって4ページを見ていただきますと、今お話をしました辺地の位置図、それからこれから事業をしている下芦沢道路の場所等を示させていただいております。そのほかここに事業名が6つほど載っておりますけれども、こちらの事業が22年に承認されています福沢辺地の事業内容ということでございます。

このような辺地の状況にありまして、今回ご承認をいただく計画書でございますけれども、議案書の10ページ、11ページになります。これが計画書になりまして、この書式で国のほうに報告するという形になっております。場所としましては、甲斐市福沢辺地、辺地の人口につきましては、ことし平成24年4月1日現在の人口数字でございます226人、面積が8.7平方キロメートル、辺地の概要でございますけれども、辺地を構成する市または字の名称、旧地区がありますけれども、字名にしますとここにありますように下福沢、上福沢、神戸、下芦沢、上芦沢、亀沢、それから大明神という7つの字名になります。

辺地の中心の位置につきましては、下芦沢の20番地、下芦沢のバス停がありますけれども、そのバス停の近隣の宅地で一番評価額の高いところが中心地として定められております。辺地度点数であります123点、こちらにつきましては先ほど辺地度の程度というところで、学校、それから医療機関、バスの運行回数等の合計をしましたところ123点ということで、100点以上でありますので辺地の点数が辺地として認められるという状況でございます。

それから、辺地の状況でございます。公共施設を整備するに必要な事情ということで、福沢辺地は甲斐市から18.1キロメートル北にある場所でございます。標高が約700から1,200メートルの山間地、道路については地域内が非常に狭隘で急な市道、または林道で生活をしている場所でございます。一般的な産業としましては農林業、農業が主体になりますけれども、第一次産業としての人口の減少、また人口の流出、高齢化というものが見られる状況でございます。この対策としまして、他の地域との格差を是正するために農林業の生産向上、また生活環境の整備、住民生活の文化水準の向上を目指して事業を取り組んで整備をしているという状況でございます。

それから、11ページになりますけれども、これが平成22年から26年までの5カ年の整備事業の内容でございます。施設名という形で道路及び渡船施設という名称になっておりますけれども、具体的に言いますと一番上の事業費1,150万円、これは参考資料の4ページと一緒にごらんになっていただければよろしいかと思いますが、こちらにつきましては小川線道

路舗装工事この事業費でございます。

それから、その下の1,550万円、こちらにつきましては平見城1号線道路舗装工事、こちらの事業費でございます。それから、その下が今回変更になりました下芦沢道路改良工事9,637万円という形で、これが先ほども言いましたけれども、変更前の数字は8,057万円という状況でございます。そのほかにこちらのほうに下に3つほど事業名がありますけれども、電気通信に関する施設、こちらにつきましては参考資料のほうの4ページの防災行政無線施設整備事業、これは既に終わっております。それから飲用水供給施設につきましては、清川簡易水道施設の改修事業、それから下水道処理のための施設につきましては汚水処理施設整備事業ということで、合併浄化槽の設置事業を実施しているところでございます。

以上のような整備計画の中で議会の承認をいただく中で県に提出し、国の承認を得るということでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今、説明をいただきまして、大体は承知したところなんですけど、1つ、今ここの甲斐市の中には辺地が2カ所あるという説明の中で、その次の2カ所あって一方は現在計画は策定していないということになっていきますけれども、次のページのその地図を見ると、何かこの隣接していて一緒のようなこういう感じが素人だと受けるんですね。これを2つに分けたというのはどういう、何か理由があって多分そうされたんでしょうけれども、どういうことなんでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 石合係長。

○秘書政策課総合政策係長（石合雅史君） これは旧敷島町の時代に区域を設定したわけでございますけれども、いわゆる生活圏といいますか菅口辺地のほうは、県道から西側の一団の地域ということになります。それから福沢辺地につきましては、県道よりどちらかという東側から北部にかけての地域ということで、地域の一体性といいますかそういうものを勘案した中での設定になっているというふうに記憶しております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今の説明はそういうことでしょうか、できればこういう国が

らの支援が受けられるのであれば、当然、いずれにしても今後また菅口辺地も計画をしなければならんようなときが多分くるんだらうと思いますので、その辺も効率よくやはりするのであれば、もう地理的というか、地図で見るともうほとんど同じような区域でしょうから、その辺はまたいろいろ検討をしてもらって、支障がないようにやっていただければと思う。

ちょっといいですか、また、次の質問をやっても。それはそれでいいんですが、また、もう一つちょっと教えてもらいたいのは、人口と面積の中でここで今50人以上の人口を有するというのが、5キロ平米の中でということをやったてありますけれども、これ50人以下の場合というのはどういうふうな取り扱いをしているんですか。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 辺地として認められるのは、その中心から5キロ平米以内に50人以上ですね。以上ということは、それ以下になった場合についてはやはり辺地として認められないということで、これは極端な言い方かもしれませんが、いろいろな事業を取り込んで整備というものが進みづらくなる。50人以上いるので一般のほかの地域と均等な生活水準を保つために整備をなささいということなので、50人以下になった場合には辺地として対象になりませんので、今度は市としてその辺をどのように整備をしていくかということは検討しなければならないと思います。

○委員長（米山 昇君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） そういうことなんでしょうけれども、ただ、50人以下の場合は、要するに人が少ないから1人当たりの費用がどうのこうのというような国のきつと規制の中でそういうことをやっているんでしょうけれども、ただ、そういう人たちにやはり主に50人にしているというのはおかしいですけども、そういうことをやはりしてはいけないと思うのでね。今、課長が市がやらなきゃというようなことを言われましたけれども、その50人以下の辺地ではないというものに対する国の政策みたいなものは、何かないんでしょうか、今現在。以下の、この辺地よりももっと辺地ということでしょうね。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 一応、辺地として法律的に先ほど言いましたけれども、その法律に基づいて国としても財政支援をするから、生活の基盤を整備しなさいという法律があります。それから、対象外になってきますからそれもそうになってしまうと今度は過疎地域という形ですから、過疎地域に対して国としてはそれをどういうふうに保存するかという、保存というか支援するかという部分での今のところ法的なものは、私はちょっと勉強不足であ

りますけれどもないと思っています。ですから、そうなった場合については、今度はそれぞれの過疎地を持っている自治体において、どのように支援をしていくかというものを考えていかなければならないと思っております。

○委員長（米山 昇君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） すみません。それで今度はそれはわかりました。

次に、総合整備計画における辺地対策事業債の対象事業というものがここにも上げられています。今の説明でこれは対策事業に入るかどうか知らないけれども、今試験的に、試行的に市でもやられている公共交通の問題があります。ああいうものはこういうものの中には対象になるんですか。バスだとか、タクシーみたいなものを事業として執行しているじゃないですかね。

○委員長（米山 昇君） 石合係長。

○秘書政策課総合政策係長（石合雅史君） この法律に定めております対象の施設というものは、ハード事業も主体としておりまして、例えば市がああいう地域のためにバスを買って、市がバスを運行するというような場合、そのバスみたいなものは対象になりますけれども、委託して運行しているということになりますとソフト事業の扱いになりますので、その場合は対象にはなりません。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） では、要するにこの辺地総合整備計画というのはハードの部分ということですね。わかりました。どうもありがとうございました。

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） すみません。議案書の中でこの整備計画は22年から26年とありますが、先ほどの済んでいる事業ってありますよね、防災無線の関係とかデジタルの関係かな。今回のこの予算の変更というのは、電柱の移設とか配水管の布設工事、この議案書の11ページの中で、先ほどの説明だと済んでいる事業もあるということですよ。この5年間でやっている22年度から進めてきて、実際今済んでいるものはどの程度あるのか、その辺はどうですか。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 22年から計画をしております、済んでいる事業をちよっ

とご報告しますと、先ほど言いました電気通信関係です。これは防災無線の整備ですので既に終わっております。それから、清川の飲用水の供給施設、これは清川の配水場施設の関係ですので、こちらにつきましては24年で終了する予定になっております。

それから、上の道路につきましては、これはまだ継続的に25年、26年まで進める形になっておりまして、下水処理につきましても合併浄化槽の設置規模があれば26年までの計画の中で対応するようになっておりますので、実質的には電気施設と飲用水の関係は終わっているという状況でございます。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） あと1点ですけれども、この整備計画については地元の要望とかそれから始まったことだと思うんですけれども、整備計画が策定されるに当たっては長年の経緯が、経過があったと思うんです。要は、この辺地の人たちの要望がここまで生きてきたのか、それとも行政の考え方でここまで来たのか、その考え方はどこでとらえたらいいのか、その辺はどうですか。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） この整備計画に事業を載せる一番のものは、やはり地元からの要望が最初でございます。それを市としましては主要事業の中で把握をする中で、いつごろに対応をしていくのか、主要事業として認められる、取り組んでいこうということの中で要望を入れた中で、長期計画の中で対応をしていく。その中で、例えば22年から始めていこうということであれば、その財源を裏づけるためには辺地債を使うのが適切であるということの中で、辺地計画のこの事業に取り組んでいくという状況になっております。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 最後です。

先ほどの辺地は2カ所に分かれているということですから、今回はこの福沢の関係がこの辺地計画に入ったと、また、管口の関係は今後将来的には地元の要望とか行政の考え方で、また、こういう計画も立てられるということが考えられるということですね。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 今、議員さんがおっしゃられるように、地元からの声があればですね、計画として考えていく考えはあります。

○委員長（米山 昇君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） この問題については、私、議会に来て初めのときに説明をもらって、

この幅員が2メートルくらいしかない生活道路が利便性が悪くて、安全性が保ててない云々という説明は、その当時からあった説明のままなだけけれども、そのとき私は22年から26年までの5年の間に、この1億数千万円くらいの工事をいざ本当に困っているところでやるといっているのに、こんな細切れにやらないでさっさとやるものをやらないとまずいのではないかというふうな質問をした経過を覚えているんですけども、今の説明を聞くと、防災無線と簡易水道だけ、合併浄化槽か、いずれその道路本体にはまだ着工していないということですね、まず1つ確認したいのは。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 道路につきましては、先ほど言いましたように小川線、平見城線とも平成22年から事業部分については取り組んでおります。ただ、一度に全線というものができませんので、この長期計画の中で年次計画で進めているという状況でございます。

○委員長（米山 昇君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） そういうふうで、危険だとか生活道路の利便性が保てないとか言っているながら、道路そのものは計画はしているけれども着工していないということでしょう、道路工事そのものは。

〔「着工しているっていうに」と呼ぶ者あり〕

○委員（斉藤芳夫君） 着工しているんですか。している。そうすると、ではこの道路工事の総事業費のうちの何%くらいできているんですか。

○委員長（米山 昇君） 石合係長。

○秘書政策課総合政策係長（石合雅史君） 11ページの表の中の一番上の1,150万円、これは貢川線の道路の舗装工事でございます、これにつきましては平成22年度から25年度まで4年間の実施予定でございます。これは年次計画に基づきまして区間を区切り舗装工事を実施しているという状況です。

それから、2つ目の平見城の1号線ですね。こちら道路の舗装工事になります。こちらにつきましても同じように22年から25年度までの事業ということになります。貢川線につきましては、延長が540メートルございますので、これをほぼ4年間で割った、4等分したくらいの事業量で実施していると。平見城1号線につきましても同じようなことで、こちらのほうは延長が800メートルございます。こちら年次計画で実施している状況です。

それから、今回変更が出ております下芦沢線の道路の改良でございますけれども、こちらにつきましては本年度からの事業着手ということになります。

〔「24年度」と呼ぶ者あり〕

○秘書政策課総合政策係長（石合雅史君） はい。

○委員長（米山 昇君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 私は、やはり本当にこの道路が狭くて危険で利便性が悪くてという部分で言っている割には、悠長過ぎると思うんですけれども、今の説明だと22年から25年の3年の間に1,150万円と1,550万円、2,700万円ばかりを3等分くらいずつやっている。これは財源の問題はあるかもしれんけれども、事業をやるという理由が明らかに生活が困っていると、危険であると言っているのに、そういう悠長なやり方で果たしていいものかどうか、それと、あとこの9,000万円何がしを24年から26年まで、24年ももう後半分しかないということになってくると、これは本当に26年までに全部完了できそうですか。間違いなくできますか。

○委員長（米山 昇君） 石合係長。

○秘書政策課総合政策係長（石合雅史君） 今回のこの計画に関しましては、22年から26年の5年間の辺地計画になっております。下芦沢線につきましては26年度までの5年間で一応この計画で実施しますけれども、あと1年ですね。次期計画で1年間で実施するというように、そういう予定でおります。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） それは、もうこれ以上言ってもしようがないけれども、本当に危険なところ、本当に幅がなくて大変で、本当に不便だということから、順次解決していくように要望します。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 今回の下芦沢のところは延長はどのくらいだったか、さっき聞き落としたかもしれないので。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 参考資料の3ページにございますけれども、延長が600メートル、幅員4メートルの工事になります。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 先ほど、斉藤委員が発言したように、幅員が非常に狭い危険な箇所というのが結構あると思うんですね。そういう部分を最優先でぜひやってもらいたいというのが1点です。

○委員長（米山 昇君） 要望ですか。

○委員（松井 豊君） 要望です。

○委員長（米山 昇君） ほかに。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 10ページの公共施設の整備を必要とする事情の中で、これ5年間の事業計画の中でですけども、ここにあるようにこの地域は林業主体としていて、この事業そのものが第一産業の人口の減少、それから高齢化というふうな状況の中で、これをする事によってこの地域の林業従事者、あるいはそういった関係の部分がどの程度改善され、そして例えば林業従事者が来たとか、地元のこういうことに対して自然をPRしていると。例えば都会から人が住んでくるようになったとか、そういうところにつながっているのか何なのか、その辺がこういう事情を踏まえて、こういう事業をやることによってそこにつながっていくという形が見えているのか、あるいは単なるそういうものの期待になるのか、その辺の検証というかPRというか、その辺はどんな形でやっているのかちょっとお伺いしたい。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） この道路整備といいますか生活環境を整備するというものは、まず第一にはやはりそこに生活している方々が、俗にほかの地域の方々と同じ生活レベルに達してもらいたいというのが第一になっています。そういう中で、緊急車両が入りづらいとか、産業で言えば農作物の搬入が難しいとかという部分の解消を図っていくことによって、そこでの生活レベルが上がっていくと。今、委員さんがおっしゃられたように、そういうことの整備をすることによって、北部に足を運ぶにも運びやすくなる。当然、その地域の生活環境の向上があれば、市としても北部観光とか北部PRという部分にも力が入れやすくなっていくという部分で、こういう事業を取り入れていくことも必要かと思っております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 言っていることはわかりますけれども、やはり事業そのものがそういう確かに今いる人の生活の向上とか、利便性とか、安全とかとそういうものは当然必要なこ

とですけれども、この事業そのものがそういうことも課題としてあって、要するに、要は高齢者がだんだんふえていくわけじゃないですか。それで過疎化になっているわけじゃないですか。今、全体的にそういった中山間地の広い意味でのそういう高齢化に対するような対策ということも、単なる整備ではなくてそういうものも含めて、やはり高齢化対策というものも結びつけていくような形でもって、今後は取り組んでいってもらいたいというふうに思います。

これは要望でいいです。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 3ページですか。これの資料の一番下に、道路工事に伴い電柱移設と配水管の布設工事の必要があるということで、これ変更額ですか、増額ですか、これを今9,600万円の前に八千何百万円で一千何百万円の増額になって、その中に入るんですか、入っているんですか。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） この工事、ここに3ページにありますけれども、道路改良に伴う電柱の移設、それから配水管の布設工事、これもこの下芦沢線の工事の中に一緒に入っております。総額で9,637万円という形になっております。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） そうすると、これは電柱の移設が何本でどのくらいですか。何本ありますか。

○委員長（米山 昇君） 石合係長。

○秘書政策課総合政策係長（石合雅史君） 工事区間内の電柱が東電の電柱、N T Tの電柱を合わせて11本ございます。

〔「えっ、11本」と呼ぶ者あり〕

○秘書政策課総合政策係長（石合雅史君） はい。これらが移転の対象になるということでございます。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 11本、まとめて10本でいいんですけども、この中でどのくらい工事費にかかっているのか、予定は、予算は。

それともう一つ、この配水管工事のほうも一緒に入っていると、これはどのくらい予算を

盛ったのか。大体わかるでしょう。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 配水管の工事のほうですけれども、今回の中で水道の補償の関係で工事関係につきましては、全額で602万4,000円という形になっております。これは工事費だけでございますけれども。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） これは電柱もひっくるめているんですか。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 電柱については別の計算になっております。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） それはどれ位かわかる。それも聞いているだよ。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 電柱の移設経費につきましては、また、調べましてご報告させてもらいたいと思いますけれども。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 調べてもいいんだけど、ここへ来るときはそういうのを把握して説明できるように。わざわざ時間とってあるんですからぜひお願いします。なぜ私がこれを聞いたかという、今までより一千何百万円も増額してこれでほとんど取っちゃうと思うんですよ、恐らく。なぜこれを道路を広げたり、道路を直すのに際して道路っ端にあるのはわかっているでしょう、電柱なんか。そういうことを何で先に見ておかないのか、それを言いたかったんです。なぜという、電柱移設するたって東電だって用地交渉もせなならんでしょう、はっきり言って、お任せだから。そういう用地交渉も電柱を移動するところの許可を取らなければ電柱を移動できないんです。だから言っているの。

先言っておいて、もし東電のほうで契約がある場合は、まともにこっちは払わなくて済む場合もあるんですよ。これはうちのほうで移動する場合もあるからということで。そういうことを前もって言っておかないと、やはりそういうふうなことも出てくるんですよ。だから、そういうことも実は聞こうと思ったんだけど、いずれにせよこれだけの金額が出ているということだから、早目にその計画を出して、それで予算を盛ってあるもんだから説明できるようにということで、また、お願いします。

委員長、ちょっと質問を変えます。

先ほど、僻地の認定されるのが100点以上ということであったんだけど、それがいろいろここに載っているんですけども、今百二十何点と言いましたね。それで100点以上あってほっとしたところなんですけれども、とにかくそういう施設の問題はもし減った場合は、100点以下になったらできないんですよ、予算をもらえないでしょう。そういう場合は、さっき言ったんだけど、今、内藤委員が言ったように、要するに年寄りも多くなってきた。くだった人とかそういうものがいろいろ出てくれば、公共のものにもかなり響いてくると思うんです。やはりこういうものをやるには早目にやはりやっちゃったほうがいいなと思う気がします。

20億円からの上の予算をとってやるんだったら、こういうこともいって100点以下になったらだめだなんて言われぬように、とにかくそういうときにどンドンやってもらおうということで、やはりスピードでね。今はスピードの時代だから、5年なら5年でもいいんだけど、5年を3年くらいに仕上げてもらいたいと、これはいいです。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この改良が済めば、大体この区域というのは4メートル以上の幅員になるという理解でいいですか。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 今回の改良をする部分、先ほど言いましたけれども600メートルありますけれども、ほぼこれが生活圏域のメイン道路部分だと思います。そのほかの部分にもありますけれども、ほぼここが改良することによって生活には支障がない状況になるというふうに理解しております。

○委員長（米山 昇君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） この事業は、ハード面だけということですが、ソフト面は自治体の責任というような感じになっていきますけれども、実は大分過疎化が進んで、お年寄りのひとり暮らしが相当多いと。いつ亡くなっても気がつかないようなケースが出かねないという話は時々聞くんですが、その辺でのこの辺地に対するソフト面での市の対応がもし具体的にあったら教えてください。

○委員長（米山 昇君） 松井委員、辺地総合計画の変更の件ですので、この計画の変更についての質疑をお願いします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） そうは言っても、人の生活レベルとかもありまして参考に聞きたいと思ったんです。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） この辺地計画は、先ほど委員さんがおっしゃられたようにハード面が主でございます。ソフト面につきましては、直接この事業の中でやっていくということは可能ではありませんので、その辺のソフト面についての対応については、それぞれの福祉部分、それから教育部分等がありますけれども、それぞれの所管課のほうでどのような対応をすればいいのか、各種の計画等も立ち上がっておりますので、その中で対応をしていくような対応をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） この辺地、福沢と菅口の辺地の中で限界集落と言われているものがあれば教えていただきたい。また、この入っていない中で限界集落があれば、恐らくこの地域なのでわかれば教えてください。

○委員長（米山 昇君） 石合係長。

○秘書政策課総合政策係長（石合雅史君） 我々は限界集落というような言葉もございますけれども、ここに世帯数と人口、それから高齢人口の資料がございます。9つの集落でございますけれども、前屋につきましては12世帯、人口が19人、高齢人口が10人、下福沢が19世帯、63人、高齢者が25人、上福沢が14世帯、人口が33人、高齢者が11人、神戸が8世帯、人口が19人、高齢人口が10人、下芦沢が20世帯、人口が38人、高齢者が17人、本村が4世帯、人口が7人、高齢者が3人、古川5世帯、人口が5人、高齢者が5人、平見城13世帯、人口26人、高齢者が9人、大明神、11世帯、人口は16人、高齢者9人というような内訳になっております。

今、これで見ますと例えば本村でありますと古川、こういった地域が議員さんのおっしゃる限界集落というようなものに該当するのかなという感じがいたします。人口に対する高齢者の比率でありますけれども、43.8%ということで通常の甲斐市の平均よりかはかなり高くなっているという状況でございます。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 保坂委員。

○議員（保坂芳子君） 菅口はどうですか。

○委員長（米山 昇君） 石合係長。

○秘書政策課総合政策係長（石合雅史君） すみません。菅口は今回は持っておりません。

○委員長（米山 昇君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 本当にこの菅口も恐らく限界集落があるかなと思うんですが、私も時々菅口のほうにも行くことがあるんですが、菅口も壁面で本当に大きい岩がごろごろ落ちていてなんていう場合もありまして、先ほど有泉委員からあったように、できれば能率的に2つ考えてもらえればというような話がありましたけれども、私も本当にそう思います。何とか早くできるものなら早くやっていただいて、次に取りかかるなんていうことはできるんでしょうか。やはり計画は計画だからきちっとその年度に、5年なら5年かけてやらなきゃいけないとかそういうふうになっている。やはりだめでしょうか、その辺をお聞きしたい。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） ここに上がっているのは5カ年計画でありますから、担当課と財政の関係もありますけれども、前倒しが可能という部分もあります。また、逆に地権者の関係等もありまして、計画どおりの5年の中ではおさまらない場合もあるということです。今言われたように生活環境で狭隘で緊急性が必要だという部分については、早急な検討の中で前倒しということも担当課のほうには指導をしていきたいというふうには思います。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上をもちまして質疑を終了いたします。

それでは、これより本委員会に付託されました議案第45号 福沢辺地総合整備計画の変更について承認を求める件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号 福沢辺地総合整備計画の変更について承認を求める件を採決しま

す。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ご苦労さまでした。

それでは、続いて一般会計の補正予算の審査に入ります。

分割付託されました議案第48号 平成24年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） それでは、そのようにいたします。

なお、審査は初めに歳出について審査し、続いて歳入の審査を行います。

委員の発言は一問一答方式で簡明にお願いいたします。

それでは、歳出から行います。

初めに、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目企画費について秘書政策課より説明を求めます。

有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） それでは、秘書政策課から補正予算の内容についてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の12、13ページをお願いいたします。

秘書政策課につきましては、2款総務費、1項総務管理費、5目の企画費の補正でございます。

補正額20万円、財源につきましては一般財源でございます。節につきましては負担金、補助及び交付金という形の20万円でございます。こちらにつきましては、中央横断道の沿線活性化に向けまして、平成20年、県におきまして県の有識者、産業界、市町村長を委員とします中部横断道沿線地域活性化構想策定協議会というものが設立されて、平成21年3月、中部横断道沿線活性化構想というものが作成されております。この構想を具体的にして

いくために、沿線を南部ブロック、それから北部ブロックというブロック分けをいたしまして、各ブロックで協議を進めてきております。

甲斐市におきましては北部ブロックに位置いたしまして、甲斐市、中央市、昭和町、南アルプス市で構成されております。この地域につきましては検討を進める中で、「農と食」をテーマとした観光に取り組んでいこうということで計画書が作成、検討されております。その中で1つ、テーマとしまして北部ブロックでは「南アルプス山岳フルーツ劇場プロジェクト」というものを立ち上げまして、グリーン・ツーリズム、自然体験、農業体験、文化交流を進めていく都市と農村の交流事業を図っていくということで計画書が作成されているところでございます。

この事業実施に向けて、今回、構成市町村、県においてそれぞれ負担金を出して、この事業の実施、それから協議会の運営支援をしていくために、甲斐市としましても今回20万円の補正をしたというところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この20万円の負担金というのは一律ですか。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） これはちょっと言いますと県においては100万円、県と南アルプス市では100万円ずつという形で、ほかの甲斐市と中央市においては20万円、昭和町については10万円という構成市町村のばらつきはございます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先ほど、アルプスの関係で「農と食」のテーマということである。これアルプス市が100万円出しているということは、必然的にアルプス市を重点的にやっているということなんですけれども、この「農と食」に介して甲斐市はどんな形で位置づけがあるのか、その辺はどんな感じなんですか。

○委員長（米山 昇君） 石合係長。

○秘書政策課総合政策係長（石合雅史君） 甲斐市内の拠点施設となるべく施設ということで、クラウンガルテンのクラブハウスでありますとか、あとは双葉の農の駅等が現在のところ予

定をされているところでございます。農を中心としましてこの地域内の農産物の流通というものを盛んにさせるといふことと、あとは農業加工施設みたいなものをつくって、オールシーズンで、例えば果物とかというようなものを提供できるような形をとったりとか、あとそれぞれの地域の観光施設みたいなものを連携させた中で、そういう中で農というものを組み入れながら、それぞれの地域の特色を出していこうというふうな考え方でございます。

甲斐市の場合は、やはたいももでございますけれども、どうしてもシーズンに限られるというふうな条件がございますけれども、その以外に赤坂トマトでありますとか、サツマイモ等の植えつけも行っておりますので、その辺の農産物の販売促進みたいなものにつなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この会議とかそういうもので、年間何回とか定期的に情報をやっているんですか。

○委員長（米山 昇君） 石合係長。

○秘書政策課総合政策係長（石合雅史君） プロジェクトの推進会議は、そうですね、一月半に1回くらいの割合で開催しております。

以上です。

○委員（内藤久歳君） はい、わかりました。

○委員長（米山 昇君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで第2款総務費、第1項総務管理費、第5目企画費の審査を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

職員の入替えを行います。

10時35分まで10分間。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時34分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費について、人事課より説明を求めます。

大久保人事課長。

○人事課長（大久保典男君） 人事課では、委託料の増額補正を提案させていただいておりますので、その内容につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の12、13ページをごらんいただきたいと思います。

1目一般管理費でございますが、補正前の額8億196万2,000円に63万円を増額し、予算額の合計を8億259万2,000円とするものでございます。

内容は、甲斐市を相手方とする慰謝料等請求労働審判事件が申し立てられたことから、同手続における代理人として弁護士を委託するための費用63万円でございます。

大変、申しわけありませんが、定例会においてご承認をいただく前に人事課の既存の予算の中で弁護士との委託契約を先行させていただきました。これは労働審判手続の申立書に対する答弁書の提出期限が8月17日、第1回の審判期日も8月29日と指定されており、答弁書の作成も弁護士に委託する必要があったためでございます。ぜひ御理解を賜りたいと存じますので、よろしく願いいたします。

昨日、午後3時から甲府地方裁判所で行われた労働審判では、甲斐市側に対し調停に応じる考えがないことを確認した上で、労働審判手続は終了となりました。今後は、申立人が改めて訴状を裁判所に提出することで訴訟に移行することとなりました。

訴状の内容につきましては、正式に訴状が提出されたところでご説明させていただきたいと思います。

なお、弁護士の委託料につきましては、労働審判手続が訴訟に移行した場合の第1審までの代理人費用を含む内容で委託契約を結んでおります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この間の全協で説明を受けたわけですが、今の説明ですと1回で終わって訴訟に移行するというところでよろしいでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 先日の全員協議会でもちょっと触れさせていただきましたが、労働審判手続は法律上その審議の内容がふさわしくない場合は、委員会のほうで終了をして訴訟に移行するという制度になっておりますので、まさしくその手続どおりになったということでございます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、今後の展開としては公の形の中で裁判になっていくということよろしいでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 通常はというのか、制度上、労働審判手続が申し立てられたときに訴訟が起こされたということで今後進むこととなりますが、これは可能性としては向こうが取り下げということもないことはないのではないかと考えております。ただ、きのうの感じでは弁護士は争いますよということをおっしゃいました。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて傍聴議員の質疑を許します。

議員の皆さん、何かございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の審査を終了します。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第9款消防費、第1項消防費について、消防防災対策室より説明を求めます。

保延消防防災対策室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） ご苦労さまです。

消防防災対策室より9月補正について説明をさせていただきます。

補正予算説明書16、17ページをお開きをお願いします。

9款消防費、1項消防費、5目災害対策費、補正前の額4,266万8,000円に370万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、国庫支出金として国の社会資本整備総合交付金を活用しまして、事業の2分の1の交付を受けるものでございます。

内容は、001防災対策計画推進費の13委託料において、甲斐市における土砂災害警戒区域の指定区域138カ所の土砂災害ハザードマップの作成をするものでございます。これは土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律により、区域内住民に土砂災害ハザードマップの配布が義務化され、今回国の社会資本整備その交付金の交付が決定されたため実施するものでございます。

以上で、消防費について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 住民への作成配布ということですが、何部くらいでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 3,000部を作成する予定であります。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これ今の説明があった138カ所ですけれども、地域的にはほとんど敷島と考えて、その他はありますし、地域の場所の内訳というかは。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 敷島地区におきましては24カ所、24自治会ですね。敷

島地区につきましては、20地域です。自治会です。双葉が10自治会あります。

○委員長（米山 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○委員長（米山 昇君） 再開します。

望月係長。

○消防防災対策室消防防災係長（望月映樹君） 申しわけありませんでした。箇所数ですけれども、敷島地区が110カ所、双葉地区が28カ所となっております。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） この土砂の災害が想定される箇所が138カ所ということなんでしょうけれども、これは今回、新たにまたふえたとか何とかというようなことはあるんですか。今まで当然急傾斜地とかあったですよ。今回のこの補正をする、今度計画を推進するに当たって新たにまたふえたような箇所というのはあるんですか。従来のところをこういうハザードマップにするわけですか。

○委員長（米山 昇君） 望月係長。

○消防防災対策室消防防災係長（望月映樹君） 従前の土砂災害危険箇所というような形で洪水ハザードマップのほうに表示されておりますのは、あくまでも県のほうで図面上で落とした箇所数ということで土砂災害の危険箇所という形で表示がされております。この法律のできた後、平成18年、19年等から県のほうで調査をしまして、告示をした内容が今回の138カ所ということで、正式な調査を経たものが今回138ということでありまして、以前からありますのは図面上で県のほうで平成12年度より作成をしたものということでありまして。

よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今回新しくそれを一応確認したということで、それには県が主導で多分やっているんでしょうけれども、市のほうでもその箇所に関してはかかわり合いは持っ

ているんですか。当然ですよ、その辺はどうなんですか。

○委員長（米山 昇君） 望月係長。

○消防防災対策室消防防災係長（望月映樹君） この法律の考え方といいますか内容的なもので、調査については県が行うということ、それからその指定についても県が行うということになっておりまして、その指定について市のほうと具体的なやりとりがあったというのはちょっと承知しておりません。市町村のほうでやる内容につきましては、情報伝達だとか、それから今回のようなハザードマップにしたら周知そういうことは市のほうでやるということになっております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） ご承知のようにきょうの新聞、山日新聞でもいわゆる南海トラフの地震について報道されております。その中に甲斐市も大体震度6弱ということで掲載されていましたがけれども、それによる影響がこの138カ所で足りるのかどうかということなんです、その辺の考え方からどんなふうに今後防災対策について生かすかお聞きしたいと思うんですけれども。

○委員長（米山 昇君） 望月係長。

○消防防災対策室消防防災係長（望月映樹君） 本日、新聞等で報道されました南海トラフ等の関係ですけれども、県の説明会のほうにも担当が出席をしたんですが、平成17年に県のほうで東海沖地震の関係の調査をしたものとほぼ同じという情報が入っております。この土砂災害については、その後、平成18年、19年等に調査をしたということですので、その調査に基づいて指定箇所が示してあります。きょうの新聞報道とは特に関連はないものと考えております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 双葉地域の中でも、今、県でここは危険な土砂災害がありますよということで、前のやつが表示というか、現場の表示があるところもあると思うんですが、これ138カ所はありますか、ないですよ。もしないとしたら、これは県が表示してくれるんですか、危険箇所というのを、現場の。それともその辺はまだこれからなんですか。

○委員長（米山 昇君） 望月係長。

○消防防災対策室消防防災係長（望月映樹君） 県のほうで告示をされた地域が138カ所なんですけど、ここの箇所すべてにそういう計画区域だというような表示があるかどうか、現在私のほうでは確認しておりませんが、そういう指定されたものを地域の住民に周知ということで、ハザードマップをつくるということですので、後ほど確認はいたしますけれども、今現在138カ所が結構エリアといいますか、例えば双葉のほうでいきますと菖蒲沢ですとか、宇津谷とかいうような広い範囲を示していますので、ここの表示はないものと考えておりますけれども、再確認をさせていただきます。

よろしくをお願いします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） ちょっとお聞きしたいと思いますけれども、先ほど県ですね、県から138カ所ということで危険地域といいますかそういうところが出ているわけですが、地域、あるいは区からその危険地域に対して今までちょっとこの場所は違うじゃないかと、あるいはこの場所が妥当かという疑問で市のほうに問い合わせ、あるいは相談があったかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 望月係長。

○消防防災対策室消防防災係長（望月映樹君） 特に市のほうに相談があったということはないです。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上をもちまして質疑を終了させていただきます。

それでは、これで第9款消防費、第1項消防費の審査を終了します。

暫時休憩します。

職員の入替えを行います。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第10款教育費、第2項小学校費について、教育総務課より説明を求めます。

奥野教育総務課長。

○教育総務課長（奥野経雄君） 本日は、お疲れさまでございます。教育総務課の補正の内容についてお願いをさせていただきます。

説明資料16、17ページをお願い申し上げます。

10款教育費、小学校費のうち1目学校管理費の補正増のお願いでございます。

内容でございますが、17ページ、敷島北小学校費の工事請負費につきまして104万円の増額補正をお願いするものであります。この工事請負費の内容でございますが、簡単に申し上げますと雨漏りの補修工事ということで施工させていただきたく、お願いするものであります。

詳細につきましては、6月に季節外れの台風4号が参りまして、6月19、20日でございますけれども、北小学校におきましては校長室の天井が大分しみこみが激しくあらわれてございまして、それで原因が屋上の平屋でございますその校長室の上の屋上の防水シートがあるわけでございますけれども、そこに暖房用のオイルタンク、2メートル四方くらいのオイルタンクがございまして、各校長室、あるいは教室等に分配をしているオイルタンクがございまして、それも老朽化により使われてございませませんが、その防水シートの接続部分等々から差し込みが確認をされております。

そんな関係で、104万円ほどの費用が雨漏り補修工事ということで、躯体工事が半分くらいになりますけれども、オイルタンクを撤去させていただきまして、あとは防水シートの張り直しということで施工をお願いするものでございます。

なお、今回の9月のお願いでございますけれども、年度末になりますともちろん工期もなかなかとれなくなります。また、104万円ということで当初には小補修工事等々で対応はできませんでしたので、一応今回をお願いしまして、できれば10月、11月等々また秋雨前線や台風の時期になります。そんなことで対応できればということで今回お願いをするに至り

ましたので、よろしくご審議をお願いするものであります。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 説明は終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 質疑はないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで第10款教育費、第2項小学校費の審査を終了します。

以上で歳出の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時57分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、歳入について審査します。

歳入は一括で説明を受け、質疑を行いたいと思います。

それでは、当局の説明を求めます。

小田切企画財政課長。

○企画財政課長（小田切正男君） それでは、ご苦労さまでございます。このたびの一般会計の補正予算7,640万5,000円につきまして、その財源となります歳入についてご説明を申し上げます。

予算説明書の6ページと7ページをお願いいたします。

12款の分担金及び負担金、1項負担金でございまして、5目農林水産業費負担金につきましては、菖蒲沢エリアの県営畑地帯総合整備事業の受益者からの吸水栓の一口の設置負担

金でございます。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目民生費国庫負担金でございます。これは3節児童手当負担金につきましては、児童手当法の一部が改正されまして、この6月から所得制限が適用されるとともに、国と地方の負担割合の見直しが行われたところでございまして、3節の児童手当負担金を7億7,303万2,000円増額いたしまして、7節のほうの子ども手当負担金を8億5,572万7,000円減額、差し引き補正額のところでございますけれども、民生費国庫負担金が8,269万5,000円減るというものでございます。

その下の2項の国庫補助金でございますけれども、消防費国庫補助金でございます。これは先ほど担当のほうからご説明がありましたとおり、消防防災対策室におきまして土砂災害ハザードマップを作成するというところでございまして、その2分の1に当たります国庫補助金、社会資本整備総合交付金でございます。

次に、その下の15款県支出金でございます。1項県負担金、2目民生費県負担金でございますけれども、これは先ほど国庫負担金においてご説明いたしましたとおり、新児童手当制度によりまして3節児童手当負担金が1億6,483万7,000円増額するとともに、ページをめくっていただきまして、8ページ、9ページでございますけれども、5節の子ども手当負担金が1億4,234万7,000円減額するものでございます。

その下の2項県補助金でございます。5目農林水産業費県補助金でございます。説明欄記載のとおり特定鳥獣適正管理事業補助金22万5,000円でございます。当初予算でニホンジカが50頭の管理捕獲を計上しておりましたけれども、農林振興課のほうで新たに県のほうからニホンジカ30頭の割り当てがあったということで、管理事業費に当たるその2分の1の県補助金でございます。

17款の寄附金でございますけれども、児童福祉費寄附金でございます。いちやまマート双葉店からの寄附金で、申し出によりまして敷島ふれあい中央児童館の扇風機の購入に充てております。

次に、18款の繰入金でございます。財政調整基金からのこのたびの補正財源の不足分を財政調整基金から8,665万7,000円繰り入れるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項特別会計の繰入金でございますけれども、これは昨日担当のほうからの特別会計の説明がありましたけれども、平成23年度の介護給付費等の確定に伴います精算に伴います特別会計からの繰り入れでございます。

次に、20款5項雑入でございますけれども、2節児童福祉費過年度収入ということで平成23年度子ども手当の国庫負担金の精算分でございます。

その下の21款の市債でございますけれども、7目土木債でございますして、1節道路橋梁事業債680万円は先ほどの秘書政策のほうからの辺地計画のご説明がありましたとおり、下芦沢線道路改良工事によりまして、簡易水道特会でございます配水管の移設工事のために、補償費等に充てるために辺地債を活用するもので、680万円を起債するものでございます。

2節の都市計画事業でございますけれども、下水道特会で当初予算に計上してございました下水道管の耐震化の工事が2,000万円、特会のほうで当初予算に計上してございます。これは国の緊急防災減災事業として地方財政措置のある下水道事業債が起こすことができるということでございまして、その2,000万円のうちの1,000万円が国の補助金でございまして、1,000万円の6割、600万円がこの緊急防災減災事業ということでございまして、80%の交付税措置がある起債を今回起こして、下水道特会のほうに繰り出すための財源とするものでございます。

以上、歳入についてご説明申しましたので、よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して、委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 児童手当、子ども手当のこの関係なんです、それぞれの年齢区分の人数がわかりましたらお願いします。

○委員長（米山 昇君） 小田切企画財政課長。

○企画財政課長（小田切正男君） これは対象者は全体で当初予算では1万500人程度でございましたけれども、私どもで承知しているのが延べ人数でございまして、ゼロから3歳が支給の延べ人数にいたしまして今回の補正の がありますけれども、ゼロから3歳が4,000人ちょうどくらいです。あと3歳以上小学校終了前の第1子、第2子が1万人、第3子以降で1,300人、中学生が4,000人という形で数のほうは承知いたしております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この国庫と県費でプラスマイナス全体で6,000万円くらい減っていますが、その分だけ支給総額が減ってきているということですね。

○委員長（米山 昇君） 小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） 今回の新児童手当に伴いまして担当課のほうで歳出自体は変更はしてございませんで、おおむね当初予算で14億円くらいの子ども手当ですか、児童手当を予算計上してございますけれども、今回の財源の見直しがあったということで、国庫自体は8,200万円、ここの14款にあるとおり減ってございます。それをどう手当てするかということでございますけれども、県の負担が15款に記載してあるとおり2,200万円、その分を市が6,000万円今回は見るということでございますけれども、基本的に新しい財源の見直しというのは、事業者負担分を除きまして国と地方が2対1と、県と市が同じですから、全体でいくと6分の4が国、6分の1が県、6分の1が市という負担割合になったわけでございますけれども、いずれ6月以降の支給には今度所得制限がかかりますから、その分歳出は減ると。その分、当然今市が全額負担しているような形になっていますので、決算の形ではその分は減るといふふうには見込んでおります。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） すみません。7ページの農業負担金、さっき管内施設負担金という今したんですけれども、どのような形で、どうしてまた、どういう形でこの負担金が発生したか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） これは市の条例でございまして、甲斐市の土地改良事業及び県土地改良事業分担金等徴収条例がございまして、その中で給水栓につきましては6万2,800円を徴収するというようになっておりますので、当初予算には計上してございませんが、新たにこの設置があったということで、その1口分を受益者からいただくというものでございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上で傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で歳入の質疑を終了します。

以上で、一般会計補正予算（第2号）の審査を終了します。

これより議案第48号 平成24年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号 平成24年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号 平成24年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第54号 竜王東保育園建替建築主体工事請負契約締結の件を議題とします。

議案について、当局の説明を求めます。

中村総務課長。

○総務課長（中村宗和君） ご苦労さまでございます。

議案第54号 竜王東保育園建替建築主体工事請負契約締結の件につきまして説明させていただきますが、この請負契約の締結につきましては、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、予定価格が1億5,000

万円以上の工事の請負契約でありますので、議会の議決を得る必要がありますのでお願いするものでございます。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきますが、別冊、薄い資料でございますけれども、議案集の1ページ、また総務教育常任委員会資料につきましても、1ページになります。

説明につきましては、総務教育常任委員会資料の1ページを中心に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

今回の契約方法につきましては、事後審査型条件つき一般競争入札によって契約でございます。入札公告につきましては、平成24年8月9日に行い、入札の参加、受付期間を公告日から8月15日までの7日間といたしました。

入札につきましては、平成24年8月23日に執行しまして、同日仮契約を締結したところでございます。

入札の参加条件でございますが、2社による特定建設工事共同企業体、いわゆるJVという企業体でございます。代表構成員の主な入札参加条件につきましては、中北建設事務所管内に本店を有します建築の経営審査点数が750点以上といたしました。一方、構成員の条件につきましては、市内に本店を有し、建築の経営審査点数が600点以上ということで入札公告をいたしました。

入札に参加しましたJVにつきましては、右側に応札者という欄がございますけれども、ここに記載されている国際建設と渡辺建設工業のJV、日経工業と依田建設のJV、早野組と中込建設のJV、三井建設工業と樋川建設のJV、この4者が応札をいたしました。

この結果、早野組と中込建設のJVが2億880万円で落札し、落札率につきましては97.57%、契約金額につきましては2億1,924万円でございます。

完成期日につきましては、平成25年3月8日を予定しております。

なお、下段のほうの表につきましては、参考として竜王東保育園建替電気設備工事及び機械設備工事の入札資料を掲載しましたが、同日入札を行ったものでございます。建築主体工事同様、2社による特定建設工事共同企業体の形態をとりました。電気設備工事につきましては、応札者は、右欄の応札欄を見ていただきますとわかりますように、4JVで応札をいたしまして、契約金額が3,360万円、落札率が97.15%、契約の相手方は伸電工業と川久保電気のJVでございます。また、機械設備工事につきましては、やはり4JVの応札で契約金額が4,956万円、落札率が97.84%、契約の相手方はカネット工業と吉澤設備のJVとなり

ました。

完成期日につきましては、建築主体工事と同様平成25年3月8日を予定しております。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明は終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） この契約締結ですけれども、落札率を見ますと工事の主体のほうもそうすけれども設備、落札率が97点以上ですね。この辺、この落札率、適当であるのか、これは積算の仕方もあろうかと思えますけれども、ちょっと気になる場所ですけれども、何かその辺執行のほうでは感じることはありませんか。

○委員長（米山 昇君） 中村課長。

○総務課長（中村宗和君） 執行のほうとしては適正だと考えております。落札金額が高いということでよく建設工事の関係につきましてはそういうお話もございますけれども、従前から土木関係よりも若干高いようには気がしているところでございます。それぞれのコンサルの考え方がございますけれども、歩がかり、単価の部分はほぼ似ているようでございますけれども、最終的な設計者が、業者が自分の積算したものと見合うかどうかというところではなかろうかと思えます。執行側においては97.57ということではございますけれども、適正だと判断しております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第54号 竜王東保育園建替建築主体工事請負契約締結の件について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号 竜王東保育園建替建築主体工事請負契約締結の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号 竜王東保育園建替建築主体工事請負契約締結の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時21分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの答弁に対して、修正があるようですので。

望月係長。

○消防防災対策室消防防災係長（望月映樹君） 先ほどの土砂災害のところで、箇所数をちょっと議場の中で慌てて計算をしまして大変申しわけなかったですが、ちょっと数字の誤りがありましたので訂正をお願いしたいと思います。

先ほど、敷島が「110」と言いましたけれども「105」、それから双葉のほうを「28」と言いましたけれども「33」です。敷島が105、双葉が33で合計138ということで修正をお願いします。

よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午前 11時22分

再開 午前 11時22分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

同じく、先ほどの質問の中で電柱の数等の保留になっておりましたので、説明をしたいということでございます。

石合係長。

○秘書政策課総合政策係長（石合雅史君） 先ほど、下福沢の福沢の辺地計画の中の電柱の補償費というご質問がございまして、資料を持ち合わせてございませんでしたのでお答えできませんでしたが、調べてまいりました。

東電の電柱に関しましては1本約50万円ほど、それからNTTの電柱につきましては35万円ほどの一応予算を建設課のほうで予定しているところでございます。

以上です。

○委員長（米山 昇君） よろしいですね。

暫時休憩します。

休憩 午前 11時23分

再開 午前 11時23分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、今定例会初日に付託されました請願について審査を行います。

初めに、請願第24-1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書を議題とします。

紹介議員より請願の内容説明をお願いいたします。

池神議員。

○議員（池神哲子君） では、お暑いところ、お疲れのところ申しわけございません。少し時間をいただきまして、請願の協力よろしくをお願いいたします。

座って、立ってやりますか。

○委員長（米山 昇君） できれば立って。

○議員（池神哲子君） では、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書でございます。

請願人、甲斐市PTA協議会望月智和、甲斐市公立小・中学校校長会、金子初男、甲斐市公立小・中学校教頭会、鷹野弘、山梨県教職員組合中巨摩支部、佐野良。紹介議員は私でございます。

では、請願文を読ませていただきます。

甲斐市市議会議長、河野勝彦殿。

請願趣旨。

請願事項、少人数学級を推進すること。具体的学級規模はOECD諸国並の豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

一つ、義務教育の根幹である教育の機会均等、水準確保、無償性の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

一つ、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

では、請願理由に入ります。

2012年度の政府予算が成立しました。昨年、義務標準法が改正され小学校1年生の基礎定数化が図られたものの、本年度小学校2年生については加配措置にとどまっています。義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法整理を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されました。今後、35人以下学級の着実な実行が重要です。

日本は、OECD諸国に比べて1学級当たりの児童・生徒数や教員の1人当たりの児童・生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が小・中・高校の望ましい学級規模として26人から30人を上げています。このように保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童・生徒や日本語指導など特別な支援を必要とする子供が顕著にふえています。

このような中で、地方が独自で実施する少人数学級は高く評価されています。子供たちが

全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育が受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算についてDDPに占める教育費の割合はOECD加盟国28カ国の中で、日本は最下位となっています。また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合は、2分の1から3分の1に引き下げられ自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用の増大などに見られるように、教育条件格差も生じています。将来を担い、社会の基礎づくりに、基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成創出から雇用、就業の拡大につなげる必要があります。

こうした観点から、ぜひとも甲斐市議会として右にある請願事項をご決議いただき、2013年度政府の予算編成において、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書を提出していただきますよう要請いたします。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） 内容の説明が終わりました。

これより、内容等について紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） すみません。池神議員に聞きたいんですけども、昨年この請願は出されておりますよね。この内容で請願事項の中で昨年と変わったところっていう箇所はどこにあるか。昨年の請願は30人、同じ30人以下の学級実現と国庫負担の拡充ですね。その去年出された内容と何らかの違いがあるのかどうなのか。

○委員長（米山 昇君） 池神議員。

○議員（池神哲子君） 詳しい回答はちょっと今できませんけれども、大枠見では大体同じだと思います。それではまずいですか。そうしましたら、ちょっと聞いてきますけれども。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 勉強のためにちょっと教えてください。この中の先ほど朗読された中に、1年生までが30人以下という解釈で、2年生以上は35人というのが現状ですね。そうすると、この請願の中ではすべてを30人以下学級を進めてくれという請願という解釈でよろしゅうございますか。

○委員長（米山 昇君） 池神議員。

○議員（池神哲子君）　すべてではないです。国はまだ本当に30人学級には届いていないわけで、前年度もその前も県と、あるいは市においてかなり進んだ状況で35人あるいは30人というのがあります。例えば県知事によって今、小学校の1年生、2年生までは30人学級になっています。中学校も35人、中学校の1年生だけが。3年生、4年生はまだ40人学級です。そういう制度がまだ改革されていけませんので、自然的に人数が少なくなっているのです。クラスによっては27人とかそういうところも出ていますけれども、実際には現状としては国においては30年ぶりに一応引き下げられたんですけれども、まだというところがありまして、現状では中巨摩地区においては敷島の北小1年生の1学級は35名になっています。それから、竜王西小が今41名です。こうなりますとかなり差がつく。30人のところもあるし、あるいは41名のところもあるしというところが現状であります。

それから、敷島の北小の4年生は1学級37名です。そうすると、学級とか学年において差が出てくるということがありまして、これが制度として行われた場合にはすべてにおいて40人以下になるわけですから、30人学級という私たちの要望が大変重要なことかなというふうに思っております。

○委員長（米山 昇君）　ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「補足説明」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君）　池神議員。

○議員（池神哲子君）　先生方にお話を伺いますと、やはり子供たちの状況が大変変わっている、言うなれば悪くなっているという状況がありまして、先生を先生とも思わないし、むしろ家庭からの状況も出てくると思うんですけれども、ひやかしたりとか授業にならないような状況も出てきたりするとか、いじめのことももちろんありますし、そういう状況の中で子供たちに一人一人目が行き届くためには、学級の人数が1人でも少ないということが一番の条件であるというふうに言っています。そういう点からも、30人以下学級というのは何としても制度として進めてほしいなというふうに思っているんですけれども、不登校生徒ランキングというのがあります。山梨県はそれほど高くはなくて、47都道府県の中で一応21番目です。小・中学生だつたり1,192という不登校生徒数なんですけれども、昨年度一応山梨県の中では896人不登校生徒が出た。その原因はやはりいじめだとかそういう問題もあつたりするとかあるんですけれども、非常に今、子供を取り巻く環境が変化しているので、学校現場としては大変な先生方の苦勞が多いわけです。より行き届いた指導や支援を行うことが、

今はとても大切なことであるというふうに言われております。

中学校の不登校生徒数が、全国で9万9,923人でありました。不登校数が最も少ないのは秋田県ですけれども、山梨県においても大変多い時期がありまして、今はかなり改善されてきています。

○委員長（米山 昇君） 池神議員、時間がかかっている。

○議員（池神哲子君） すみません。そういうことで少し。よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この中で30人学級をやるということですが、この請願の中に当然生徒数を減らすと学級がふえるわけですね。ということは、先生の増員も図らないと30人学級というのはできないと思います。そういう意味においては、この中に教員の要する増員というかそういうものは盛り込まれていないですね。

○委員長（米山 昇君） 池神議員。

○議員（池神哲子君） 正規ではなくてその人数を加配という形で工夫をして、そのところには特別に1名加配をしていくという制度を、県のほうではとってくれています。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それは、そういう制度そのものは要するにその場しのぎということになりますので、こういうことであれば根本的にやはり先生の数をふやして、きちっとした体制を整えないとやはり意味がないと思うんですね。そういう意味においては、できればここにそういう教員の増員というものも盛り込んだほうが、請願そのものとしては整合性があるんじゃないかという感じがしました。それについていかがですか。

○委員長（米山 昇君） 池神議員。

○議員（池神哲子君） 今、内藤委員のおっしゃることは当然だと思いますし、日本がそのOECD各国に比べて非常に少ないと。初等教育でも平均21.6に対して日本は28、あと中等教育では23、OECDが1人当たりの児童・生徒に対しての日本は33という形をとっていますので、結局は全体の教員の数が、1人当たりの子供たちに対する教員の数が少なくなっているということは言えると思います。

それで、ここで要求しているのは、やはりOECD各国平均並みに教員1人当たりの児童・生徒数が、せめて初等教育16.4くらいにしてほしいと。今のところ20くらいですのでそのあたりを改善してほしいということも言っています。ですから、今の指摘は大変重要だというふうに思いますので、これも含めて考えていきたいと思います。この文書の中にそれ

を入れていってほしいということですね。

〔「意見書の中に入れるかです」と呼ぶ者あり〕

○議員（池神哲子君） では、意見書の中でそれを入れていきたいと思いますが、よろしいですか。ありがとうございました。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國士君） ちょっとお聞きしたいんですけども、この前の議案に載っている、同じようなものを出しているんですけども、これは可決されたんですよ。今回もまたそれはいいと思うんですけども、でも、30人以下というのは理想的な話なんですけれども、今37人もある、40人切っているところもある。先生の話の聞くと、あと1人か2人いれば2学級になるということが結構あるみたいですね。だけど法的なものがあってできないみたいですよ。

それで、こんなものでは速い話が、請願書に多くうたってあることが始まってできるのかというと、それもできないと学区割のあれで。では、これかなり根本的に法的なものからやっていかなどこれはできないと思うんです。そこのところはどうなんですか。やりたいときているんですけども、ちょっとその辺。

○委員長（米山 昇君） 池神議員。

○議員（池神哲子君） 今、名取委員のほうでおっしゃられたようにそのとおりなんです。それで、今までずっとこの請願を続けてまいりました。それも採択をしていただきました。ほとんどの市がこれを採択しているおかげで、40人から徐々に35人学級になっていたり、1年生から3年生を30人にしていくとか、県のほうでも先駆けてはぐくみプランというのをやりまして、それで中学校35人というふうに変進しているんです。徐々に進んでいるんですけども、こういうものをやはり突き動かして国に持っていくということで、改善されていくという方向になっていきますので、地方の請願がとても大切になるということですので、今、おっしゃられたことを意見書の中に改善策として上げていきたいと思っています。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） なければ、以上で紹介議員に対する質疑を終了いたします。

これより本請願について順次各委員の意見を求めます。

初めに、斉藤副委員長からお願いいたします。

○委員（齊藤芳夫君） 立って言いますか。

○委員長（米山 昇君） いいですよ。

○委員（齊藤芳夫君） 意見ということなんで、私は皆さんの心配されていることがもっともだと思いますし、少子化でクラス編制が30人を保てなくなるような可能性も将来的には地方では見えているかなと。という意見は持っています。が、今までも採択して請願していますので、改めて反対する理由は特にないかなという状況を考えて、引き続き請願は続けるという必要があると思います。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 採択ということですね。

続いて、有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 個人的な意見でいいですよ。僕は、30人以下の学級というのは、果たして本当にOECDの加盟国はどうかという話より、現実的な教育にこれが本当にいいのかどうかというのは、僕は常々疑問を持っているんです。先ほど池神さんが説明された中で、教員に対する尊敬の念とか、子供たちにそれが少人数学級になれば出るとは僕は思えないんです。それはやはり先生たちの資質の問題もあるんですね。

この間、ちょっと教育委員会に行ったところ、先生の資質を上げるための研修等も結構やっておられるようですけれどもね。だから、僕はこの最初の項目に関しては余り賛成はできませんけれども、教育に対する予算的な措置というのは、やはり僕は当然ふやしていくべきだとは思っています。

だから、個人としては、こういう30人学級ではなくて教育全体の予算をふやしていただくことに請願するということには僕は賛成です。

○委員長（米山 昇君） この請願に対しては。

○委員（有泉庸一郎君） 僕は、もう今までも何年も同じように賛成してきていますので、ここで反対するというわけにもいかないですから、一応賛成ということでお願いします。

○委員長（米山 昇君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 請願には賛成の立場でちょっと発言をします。

30人以下というのは以前からの目標として早く達成してほしいと。同時に、それは教員の数によっても保障されますので、その辺も含めてきちんと。教育費が非常に低いというのは、国の将来を担う子供たちに対してもやはり影響が出てくると思いますので、そういった意味も含めまして賛成したいと思います。

○委員長（米山 昇君） では、名取委員。

○委員（名取國士君） 私も今までやってきて、この文を見て、もう少し子供30人以下というのは、私もやはり賛成です。けども、池神さん、これを出すのに前年度の同じ文面に対して、同じことを同じことを採決してくれといっても、これはちょっと中身、今言ったように教員をふやすとか、法的なものをして何とかしてくれとかそういうものも欲しいんです。ぜひ、次にまた来年出すときはそういうこともいろいろ内容を検討して、それで出してください。一応賛成です。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） おおむね内容的には2点ほどあると思いますけれども、さっきも言ったようなことを含めて、採択をしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） この人数的には40人がいいのか、30人以下かいいのかということは、僕らの子供のころと大分社会が変わっているし、要は考えられることは非常に教育が難しいということと、それで家族環境が大変昔の時代から言うと厳しいものがあって、要は人数を減らさなきゃならざる得ないのではないかなということがひとつ言えます。よって、予算的な面にもカバーをしなきゃならん問題もありますから、私は採択をお願いします。

○委員長（米山 昇君） ありがとうございます。

今、委員の意見を全員から聴取いたしました。一部異論等もありますけれども、本請願に対しては採択ということでおおむね異論はないのではないかと思いますので、この採決をというか決定をいたしたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、請願第24-1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について採決いたします。

本請願は採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は採択とすることに決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時48分

○委員長（米山 昇君） それでは、会議を再開いたします。

先ほど採択されました請願は、関係機関への意見書の提出が求められておりますので、これより意見書の案について協議をいたします。

初めに、事務局から説明をお願いいたします。

小澤係長。

○書記（小澤 明君） それでは、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書（案）について、ご説明させていただきます。

2012年度政府予算が成立しました。昨年度義務標準法が改正され、小学校1年生の基礎定数化が図られたものの、今年度小学校2年生については加配措置にとどまっています。義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と、法制上を含めた措置を講ずることと措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されました。

今後、35人以下学級の着実な実行が重要です。日本はOECD諸国に比べて1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が小・中・高校の望ましい学級規模として26人から30人を上げています。このように保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。

新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童・生徒や日本語指導など特別な支援を必要とする子供が顕著にふえています。

このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。山梨県でも個性を生かし、生きる力をはぐくむ山梨人づくりを山梨県政教育の基本に据え、はぐくむプランの拡大など学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。子供たちは全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算についてGDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国28カ国の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国

庫負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに非正規雇用者の増大などに見られるように、教育条件格差も生じています。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成創出から雇用、就業の拡大につなげる必要があります。

こうした観点から、政府においてはぜひとも次の事項を実施するよう要望します。

少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。先ほど、協議の中でもございました教員の確保ということで、こちらに入っております。また、少人数教育の推進を中心とする教職員定数の改善を図ること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

3、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月14日、山梨県甲斐市議会。

提出先が内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣となっております。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 今、事務局より意見書案について説明が終わりました。

この意見書の案について、修正箇所等が皆さんでありましたらご協議をいただきたいと思っております。

先ほど言いました教員の定数の拡充は、1番につけ加えてございます。いかがですか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

それでは、これで意見書案を提出をするということで決定をさせていただきます。また、後ほど意見書へ賛成の委員ということでご署名を提出案のほうにお願いをいたします。

それでは、以上をもちまして請願の1番については終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午前 11時54分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、請願第24－2号 取調べの全過程の可視化を求める意見書の採択を求める請願を議題といたします。

紹介議員より請願の内容説明等をお願いいたします。

樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） もう昼に近づいてきておまして、もうしばらく、あと1時間ほど、あとしばらくおつき合いをいただきたいと思います。貴重なお時間をありがとうございます。

では、お手元にあります請願の中身について朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思います。

甲斐市議会議長、河野勝彦殿。

取調べの全過程の可視化を求める意見書の採択を求める請願。

紹介議員、市議会議員、樋泉、松井の両名でございます。

請願者が、住所、山梨県甲府市朝日5丁目7の2、山梨平和と労働会館内、名前は日本国民救援会山梨県本部会長、広嶋喜栄司。

請願の趣旨の説明に入ります。

取調べの全過程の可視化を求める意見書の趣旨説明を行いたいと思います。

検察、警察官の違法、不当な取り調べをめぐる問題が相次いで表面化をしております。大阪地検では、放火事件の犯人とされた知的障害のある男性に対して、検事が取り調べで誘導を繰り返していたことが取り調べ状況を録画したDVDにより発覚し、2010年1月に起訴が取り消されました。また、強盗致傷事件で少年院に送致されるなどした後に無罪が確定した元少年らが損害賠償を求めた裁判では、大阪地裁が2011年1月20日、大阪府警の取り調べの際に暴行や供述の誘導があったとして賠償を命ずる判決を出しました。

いずれも密室の取り調べで虚偽の自白が強要され、深刻な人権被害を生んだ事件であります。大阪地検の事件では男性の捜査段階での供述調書を確認する場面を約30分間録画したDVDが残っておりました。裁判員裁判の対象となる事件であったため、地検が取り調べの一部を録画し、証拠として提出したものであります。既に作成済の供述調書を読み聞かせ確

認する検事に対して、男性は調書の内容を読むよう聞き返させたりして、供述内容を変えたり、検事の言葉をおうむ返しにして確認に応じたりしております。男性の説明と食い違う調書の供述が訂正されていない箇所もあります。男性の弁護人が弱みにつけ込んだあからさまな誘導だと批判するのも当然であります。

深刻なのは、一般の成人に対して違法な取り調べ、自白強要からみずから守る能力が乏しい少年や知的障害者が被害を受けていることであります。コミュニケーション能力が低く、誘導にも迎合的になりやすい特性を持った被疑者だということに、そこには何の配慮も見られません。それどころか暴力や脅迫、誘導まで使い、検察、警察のシナリオどおりの供述を引き出そうとする取り調べ手法は、野蛮としか言いようがありません。このような捜査の実態からすれば、取り調べの全可視化が急がなければなりません。被疑者と検察官、警察官がどのようなやり取りをしたのか、その一部始終を録音、録画し、検証可能とすることによって取り調べの適正化が図られます。

足利事件を初め、この間明らかになった重大な冤罪事件で、密室の取り調べでつくられる虚偽、自白が共通して問題になり、可視化の実現を求める世論が高まっております。大阪地検特捜部の郵便料金不正事件での誘導などによる取り調べが問題になりました。捜査への手法などを理由に、頑強に可視化の実現に抵抗している検察、警察の態度は世の中の流れに逆らうものであります。可視化法案は2008年6月と2009年4月の2回参議院で、民主、共産、社民の賛成で可決されましたが、衆議院で廃案になりました。民主党は2009年の総選挙のマニフェストでも、取り調べの可視化を掲げました。ところが、政権交代を実現したにもかかわらず、民主党政権は法務、警察官僚の抵抗もあり、検討をすと言いながら全面可視化の法制化を先送りし続けております。

そうしている間にも、捜査官の違法、不当な取り調べの新たな被害が生まれ続けております。人権を守り、冤罪を生まぬ司法へ可視化実現は待ったなしであります。本議会においても取調べの全過程の可視化を求める意見書を提出できるよう、全議員の賛成を求めて趣旨説明といたします。

次に、請願事項であります。取調べの全過程の可視化を求める意見書の採択を求めます。以上であります。

なお、つけ加えておきたいのは、お手元に「無実の人は無罪に」という、こういう資料が入っております。この請願を出された日本国民救援会の組織とはどういうものかというのがここに書いてありますので、見ていただきたいと思います。

なお、県内で7月までに可決されて意見書が出されている市町村が3市町村、継続審査が6市町村ということ聞いております。全国的には70以上のところで可決されているという状況であります。

なお、外国におきましてはこの前の資料でもイギリス、イタリア、カナダ、アメリカ、台湾、韓国では可視化を通して、実現をしているという状況であります。

つけ加えさせていただきました。よろしくご審議お願いいたします。

では、座ってお答えをいたしますので、時間も十分ありますからゆっくりひとつお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） ありがとうございます。紹介議員よりの内容説明が終わりました。

内容等について紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） この請願に対し、今、樋泉議員のほうから、他市の様子を報告がありましたよね、多少ですけれども。これをもうちょっと詳しくわかりますか。採択が3市、あとは7市が継続。その辺は市とその関係はわかりますか。

○委員長（米山 昇君） 樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） ちょっとお待ちくださいませ。

7月の末段階で市川美里町、それから昭和町、忍野村で可決、意見書を提出と。それから、継続審査につきましては山梨県議会と、それからあと6つの議会で継続審査になっておりますが、この6つの市町については私の推測を含めてですが、甲府市、南アルプス市、韮崎市、それから北杜市、それから中央市、それから笛吹市と、これらの市で継続というふうに聞いております。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） それを僕のほうから質問しようと思ったが、樋泉さんのほうから言われたから、これは結果を見て判断をするということへ傾くということは、よくないという解釈が必要ですよね。だから、あえて聞かなかったんですが、樋泉議員のほうからあえて言ってくれたから。後で、意見としては自分の意見を述べさせていただきます。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

紹介議員に対する質疑でございます。

よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 樋泉議員、これ冤罪という大きなものがここにあるんですけれども、日本の司法の中でこういう冤罪というのは件数ですね。そんなものはどのくらいあって、どうだかという。目立ったものがここにあると思うんですけれども、このほかには結構あると思うんですけれども、その辺は数字としてはどんな。

○委員長（米山 昇君） 樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） 20世紀の前半、1945年前から2010年までの間に160件冤罪事件が持ち上がっている。それから、冤罪の疑いのある事件が約90件、合計250件の冤罪もしくは冤罪の疑いのある事件が発生しているという状況であります。

なお、詳細はここにありますので、後でご参照をいただければありがたいということでございます。よろしいでしょうか。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 私もちよっと勉強不足で辞書を見ながら話を聞くんですけれども、請願の採択については法上の基準はないけれども、一般的には願いの意思が妥当であるということ。次に、実現の可能性があるということを基準として判断するというふうに、こう辞書に書いてあるんだけど、当然、実現したいと思ってお話をされていると思うんですけれども、実現の可能性はどの程度考えていらっしゃいますか。

○委員長（米山 昇君） 樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） 先ほど、請願の趣旨の中でも触れましたけれども、可視化法案が民主党が2008年と2009年の2回参議院で出してございまして、そのときには民主党、共産党、社民党が賛成で可決させているという状況なんです、その後、総選挙後、民主党がマニフェストでもこの可視化の問題については、何とかしたいというふうに約束したにもかかわらず背を向けていると。後退しているという状況なので、やはり各自治体の議会からの意見書を出して、今の野田政権を動かしていくということが大事ではないのかなと、こんなふうに思っております、ぜひご理解いただければということでもあります。

○委員長（米山 昇君） いかがでしょうか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） もう1点、そういった政府というか、あるいは先ほどの参議院で2回

やって衆議院で廃案になっちゃったと。そういう経過があって、2006年から一部可視化のあっちこっちで被告のとか、警察あたりでも可視化をやっているところもあるんですね、一部。取り調べの中で。それで、もう一つは取り調べを監視する何とか委員というのも配置をして、そういう冤罪というかそういう自白とかそういうものに結びつかないようにとやっているところもあるんですけども、それが2006年って6年も前から導入は確かにしているんですね、実際。法的にはやっていないんですけども、それは任意の中でやっているか、点でばらばらにやっているという形になると思うんですけども、その点でそれだけ年数が経過し、また、国でも取り上げている中で、なかなかそういう法制がされないという点について、樋泉議員はどんなふうにとらえているか。

○委員長（米山 昇君） 樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） 1つは、流れが前回一度出されているんですが、3年前にこの議会に。そのときには否定を、否決されているという経過があるんですが、そのときはまだまだこの可視化の問題が世間一般に問題になっていなかったような状況もあって、おやめになった中森スケオ氏が紹介議員で出されておりますが、その後、裁判員制度が変わりまして、それで可視化の問題で既にここにも出してありますが、一応一部録画をして裁判員の皆さんに提出をするというようなことを試みられていることは確かです。

ただ、どこでやっているかということについてははっきりとわかりませんので、また、調査をしてお答えをしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國士君） ちょっと関連もあつてですが、冤罪を今こういう紙をもらって読んで知れば、確かにこれはうまくないなと思うんですよ。けども、今言ったように参議院で可決して、衆議院になったら廃案されちゃった。この問題は深いところがあるんですよ。結局、法律的に固めちゃっても、検察がうまくない点もあるし、要するに、強いということもあると思うんです。一概にこれをということになるといろいろな問題が出てくるから、国会でもそういうあれが出ていると思うんです。

今、内藤委員が言ったように、それはやはり五、六年前から進めているという話も聞いていますので、やはりあえてこれを今出して、樋泉議員の意見を聞いてなると思うんですけども、そういう法的なものが引っかかってくるということになると、ちょっとややこしい、本当に。では、ここで我々が賛成して、では、向こうに通るかと言えばそれも難しいことであ

って、その辺の考えはどうなんですか。

○委員長（米山 昇君） 樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） やはり全国的に自治体、地方議会、県議会も含めて積極的に国民の声を、議会の声を、中央へ周知をさせるということが大事だと思うんです。それが力になって民主党が今政権をとっているんですが、後退をするのではなくて前に進んでいくということにもなるのではないかと、そういう力になるのではないかなというふうに私は考えているんです。ですから、地方からやはり声を上げていくということが大事だし。

それから、もう一つは取り調べの全可視化を実現する議員連盟というのがあるんですよ。これは当時、民主党が中心になって呼びかけて、3党か4党入っているのではないかと、超党派でね。というのがつくられておまして、これを法務大臣とか当時の公安委員会の委員長への申し入れも出しているという状況があります。ですから、何しろ上のほうの動きもそういうものも若干あるということで、やはり地方からの議会の声、国民の声を上げていくということが、やはり全体を動かしていく力になっているのではないかなと、このように私は思っております。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） いかがですか。紹介議員に対する質疑でございますが、なければ質疑のほうは以上といたしたいと思います。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） それでは、質疑は以上をもちまして終了とさせていただきます。

それでは、これからこの請願に対する各委員の取り扱いについての意見を求めたいと思います。

順番は同じでいいですかね。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 全過程の可視化という意見書の内容についてであります。昨今の検察、警察の取り調べに対する手法、それらに対しての社会批判はある程度理解ができます。一方で、逆の立場の場合のことも考えた場合に、全過程の可視化によって被疑者が捜査に非協力的であったり、反抗的であったり、あるいは虚偽の供述ばかりで事件解決にならないというようなことも考えられるのではないだろうかというふうに危惧するところもあります。

また、被害者や、あるいは家族のプライバシー、社会的な地位の問題、保全などもこの全過程の可視化という部分にはひっかかりが出るかなというふうに私は思います。これは国の

司法の判断に関する問題でもあって、地方議会が今後こういう問題に対して地方から発信するという樋泉提出議員の意向はわかりますけれども、私たちももっと細かく勉強をして、経過とか、あるいは裁判事例とか、その他の問題をできるだけ深く理解をして、勉強をしていかなければいけない問題ではないかなという考えから、継続審査ということの対象にしていたらというふうに私は思います。

○委員長（米山 昇君） 続まして有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今、斉藤委員が言われたように、ほとんど同じような考えなんですが、その可視化ということは冤罪とかそういう人権とかを防ぐというか、守るためには必要なものだと思いますけれども、先ほど樋泉議員が言われたように、だんだんそういう方向になってきているということは理解できますし、なお一層そういうことを議論をやはりある程度やっていかなきゃいけないと思うんです。先ほどの紹介の中で100自治体、これを取り上げた自治体が全国で100幾つとかと言いましたよね。実際は1,800くらいあるんですよね、全体の自治体は。要するにまだ関心はあるんだろうけれども、まだよく議論がされていない部分があると思う。検察、警察の言い分も多分あるんだろうと思います。そういう部分も踏まえながら議論をして、当然行く行くは可視化の方向に流れるんでしょうけれども、現時点では継続審査としてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（米山 昇君） ありがとうございます。

続いて、松井委員。

○委員（松井 豊君） 採択すべきということで、ちょっと意見を述べさせていただきます。

その資料にある23都府県、24件の冤罪事件というのは、表面に出てきて争いになっているものですから、実際には本人がもうしょうがないやと、10年も20年もかけて残りの人生をやるかということであきらめてしまっているケースも、恐らく相当数あるというふうに私は理解しています。その下にもありますように、東電OL事件殺人事件では、血液型、あるいはDNA鑑定が違うのに14年間も隠し続けたということ、それから袴田事件では13時間に及ぶ苛酷な取り調べを19日間行っただと。自白書の45通のうち44通は裁判所が違法と認められたけれども、最後の1通で死刑としたというように、かなり犯人をつくるというんですかそういうことが行われている。だから、可視化にしたら犯人は出なくなるというそういう問題ではないような気がしますが、結局、堂々とやはり検察や警察が証拠をもとに調べてやっていくということが守られるという意味では、やはり基本的にはある程度制限が最終的には出る部分もあるかもしれないけれども、全面可視化にすべきだということです。

○委員長（米山 昇君） 採択すべきという意見ですね。

次に、名取委員。

○委員（名取國土君） 私もいろいろな深い意味があって勉強しなきゃならんということは感じます。ついこの間でもあるけれども、東電の女性の問題、イラクのとか外国人の人が無罪になったという、あれもまだ再審でもって有罪を主張するなんていうことを言っていますし、本当にあってはならないことなだけけれども、その本人にすれば長い人生そういうことをやられて拘束されちゃって、本当にもう人生の半分以上は失っちゃったようなことで気の毒だと思うんですけども、それが一概に今言ったように全国で160件、全部ではそれに250件とあるけれどもある一部ではないかと思うんです、僕はね。やはり国会でもそういう問題があって、民主党だってそれも実現できなくてということであって、ちょっといろいろのことを聞けばそれは一概にかけちゃっていいものかどうかということもあるんで、これ僕の考えでは継続ということでしたと思います。

○委員長（米山 昇君） では、続きまして内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これも先ほどの中で2回目の請願ということになると思うんですけども、基本的に先ほど斉藤委員も言われましたように、やはりどうしても私個人的な見解ですけども、被害者という立場のほうが真ん中で線引きをしたときに出てきてしまって、被害者の立場から考えると、例えば取り締まりの可視化によってその取り調べ状況が自白を強要するとか、そういうことがもう闇の中に入っているという部分が、この冤罪につながるものが出てくるとは思うんですけども、一方では、やはりその被疑者という容疑をかけられた人に関しては、ある程度強い形の中で取り調べをするということもある面では必要ではないかな。その限度についてはいろいろの判断があると思いますけれども、そういうふうになると、どうしても可視化をすべて記録、録画という形の中で、それをまたどういうふうに扱うかというのは非常に難しいと思うんです。全面に出してそれを裁判の中で全部出しちゃってやるのか、それとも一部の捜査過程、あるいは審議の中でそういうものを使って判断していくのかと、その辺も非常にはっきりしていない部分があって。そういうことを考えると、私としてはもう少し時間をいただいて、そういう点についてもしっかり考え方を持ってやっていくべきかなということで、継続で申しわけないですけども、時間をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 紹介議員の樋泉議員の説明は十分わかります。ただ、20年6月に1回目出していますね。このときは裁判員制度の施行によるこの取り調べの可視化実現に向けての請願書だったということと、今回は全過程の可視化という、ちょっと差があるとは思っています。ただ、裁判員制度が始まって、どういうものなのかということが僕もよく見えていませんし、十分必要性は感じます。それで、4年前に僕が自分の意見を言ったときは、警察の立場を考えると、これはいかなものかなと迷いもありましたし、今4年たつと警察の受け方も、自分たちの身分というか、自分たちの立場も守るために警察自体も可視化を進める可能性も出てきているんですね。

ということは、十分わかりますけれども、いろいろな問題の検証というか、そういうものが表に出ていない中で、今すぐという問題かなという迷いはあります。継続審査でお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ありがとうございます。

全委員の皆さんから考え方をお聞きいたしました。

この中では6人中5人の方が継続審査をとということでご意見を述べられました。また、松井委員は採択すべきという立場でご意見をいただきました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 24分

再開 午後 零時 24分

○委員長（米山 昇君） それでは、会議を再開いたします。

これより請願第24-2号 取調べの全過程の可視化を求める意見書の採択を求める請願について、採決をいたします。

本請願は、起立により採決をしたいと思いますが、継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（米山 昇君） ありがとうございます。起立多数であります。

よって、本請願は継続審査とすることに決定をいたしました。

以上をもちましてこの請願についての審査を終了させていただきます。

それでは、以上で本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたしました。委員におかれましては、慎重審査をしていただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、総務教育常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 26分